

～消費者の声に耳を傾け、モノ言う機能を最大限に～

与信審査に関する割賦販売法制のあり方に関する最近の動向～テクノロジーを活用した与信審査～

内閣府 消費者委員会 事務局

1. はじめに

令和元年5月に、経済産業省の「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 中間整理」テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方^{※1}（以下「本中間整理」という。）が公表された^{※1}。

そして、消費者委員会は、経済産業省から本中間整理に関するヒアリングを実施し、これを踏まえて検討を行った結果、同年8月、「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 中間整理についての意見」（以下「本意見」という。）を発売した^{※2}。本意見は、経済産業省において、本中間整理を踏まえて割賦販売法制のあり方について議論を深めていくに当たり、同意見の趣旨も踏まえて検討することを求めたものとなっている。

その後、割賦販売小委員会^{※3}で更に審議が進められ、同年12月に、「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 当面の制度化に向けた整理と今後の課題」テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方^{※4}（以下「本報告書」という。）が公表された^{※3}。

以下では、これらの内容のうち、支払可能見込額調査に代わる技術・データを活用した与信審査と指定信用情報機関の信用情報の

使用義務に関する部分の概要を紹介する^{※4}。

2. 本中間整理について

本中間整理では、「FinTech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基けば、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができる」とすべきである^{※5}とし、そのような場合には、「指定信用情報機関の信用情報」の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる^{※6}などとされた。

3. 本意見について

本意見では、①現行の支払可能見込額調査と同程度以上の多重債務防止機能が担保される必要があること、②今後、本中間整理に基つき^{※5}、事業者に求める取組の内容、事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべきであること、③個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきであること、④技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきであること、⑤利用者に対する

技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべきであること、⑥政策課題を指定信用情報機関の運用・システムのあり方を見直すことで対処することが可能かついつでも並行して検討すべきであること^{※6}などを指摘している。

4. 本報告書について

本報告書では、「現時点では、与信審査における性能規定の導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする」などとされた。

また、事前・事後チェックのあり方について、「事前チェックとして、技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の認定制度を設けること^{※7}、（a）延滞率によるチェック、（b）定期的なレポート、（c）著しく不適正な与信審査の場合の行政上の措置により事後チェックを行うこと」等が指摘された。

さらに、指定信用情報機関の運用・システムのあり方について、現状・課題・対応の方向性について整理のうえ、「対応の方向性に基つき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である」などとされた。

5. おわりに

本中間整理、本意見、本報告書では、割賦販売法制について、本稿で紹介したもの以外にも、様々な重要な論点に関わる内容が指摘された。その詳細については、各原典を確認いただきたい。

以上

※1 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/20190529_report.html

※2 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2019/0808_iken.html

※3 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/20191220_report.html

※4 本中間整理や本報告書では、これ以外にも、時代の要請を受けた消費者保護、セーフティネットの整備、決済橋断法制、RegTech/SupTech、新成年への対応、決済情報の利活用、今後の決済ネットワークのあり方等が指摘されており、本意見でも、本稿で紹介する内容のほかに、新成年への対応、技術・データの活用に伴って生じる新たな課題、多面的な議論の必要性等の事項について指摘している。また、本中間整理や本報告書、本意見では、技術・データを活用した与信審査について、本稿で取り上げるもの以外に、少額・低リスクのサービスにおける指定信用情報機関への信用情報の登録義務にも検討されている。

※5 本中間整理では、性能規定の考え方に基つき、事業者に求められる取組や行政等の第三者による事前チェック及び事後チェックなどの必要性が指摘されていた。

※6 本中間整理でも「監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある」とされていた。

※7 「利用者が個人情報とどのように利用されているか明確に分かるよう、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法や信用分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り、取り扱う個人情報とその利用目的との関係を明らかにするなど、適切な取扱いを行っているかについてもチェックを行う必要があるとの意見もあり、運用に際しては、こうした観点も踏まえる必要がある。」との指摘もされていた。